

平成 20 年 3 月 5 日

各 位

民事提訴事件の一部和解について

株式会社足利銀行（頭取 池田憲人）は、「ゴルフ場経営会社に対する不正融資事案」にかかる損害賠償請求訴訟において被告旧取締役 1 名との間で、宇都宮地方裁判所の和解勧告に従い、本日下午記のとおり和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 損害賠償請求訴訟の概要

提 訴 日	平成 17 年 2 月 4 日
事 件 名	宇都宮地方裁判所 平成 17 年（ワ）第 50 号
被 告	向江久夫、船津洋、采沢功雄、猪股英博、吉田保夫
請求金額	1,800,000,000 円

2. 和解の概要

(1) 和解する被告

猪股英博

(2) 責任の明確化

被告猪股英博は、当行の取締役在任期間中に、ゴルフ場経営会社に対し、同社が建設したゴルフ場の用地買収・建設資金等として実行した融資合計 119 億 4,327 万円のうち、平成 5 年 12 月 21 日付経営会議において、「土地取得代金の融資に限る。」との当初方針を変更し、「ゴルフ場完成まで融資を継続する。」ことを決定し、もって担保不足のまま、当行に平成 6 年 1 月から平成 11 年 3 月まで追加融資分合計 91 億 6,327 万円を融資実行させたことが取締役として尽くすべき善管注意義務に違反したもので、それにより当行に少なくとも 88 億 9,940 万 6,768 円の損害を与えたことを認める。

(3) 債務承認額

上記被告は、本事案に関する損害賠償金として、当行の損害額全額について支払義務があることを認める。

(4) 弁済方法

上記被告は、保有する現預金、有価証券等を弁済に充当するほか、自宅不動産を処分したうえ、債務の弁済に充当する。本件実施にあたり、基本的に被告の所有する全資産の開示を受け、開示された資産を処分することにより弁済に充当されれば、残額の請求は行わないこととする。

ただし、後日、開示資料につき資産の隠匿が判明した場合には、上記被告に対し債務承認額から既払額を差し引いた残額の請求を行う。

3. 今後の対応

本件訴訟については、被告柳田美夫（平成 19 年 9 月 10 日和解）、同猪股英博を除く被告 4 名との間で、宇都宮地方裁判所にて継続して審理が行われるものであり、引き続き預金保険法第 116 条に基づき、旧経営陣の責任を明確にすべく対応してまいります。

以 上